

共済事業（提携保険事業）と事業資金について

■ 公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「日教弘」という）は、教職員の福祉向上のため、教職員のために開発され、教職員だけが加入できる教弘保険を主軸とした共済事業（提携保険事業）をジブラルタ生命保険株式会社と提携して実施し、助け合いの輪を広げてまいりました。

■ 現在、日教弘の会員数は約70万人に及びます。そのうち約53万人の方々に教弘保険へご加入いただいております。会員並びに教弘保険ご加入の皆様には、公益財団法人の教育振興事業の推進・拡大にご理解を賜り、組織を支えていただいております。

■ 教弘保険は、日教弘というスケールメリットを活かしたジブラルタ生命保険株式会社の集団契約特約付勤労保険として、日教弘理事長が契約者となり、加入者の教職員の皆様が被保険者とする保険です。

このため、加入者の教職員は、集団契約特約を付加することにより低廉な保険料で大きな保障を得ることができ、日教弘はジブラルタ生命保険株式会社の教弘保険約款に基づき、契約者である日教弘理事長に支払われる教弘保険の契約者配当金（事業資金）により次のような教育振興事業等を行っております。

- 奨学事業
 - 教育研究助成事業
 - 教育文化事業
 - 福祉事業
 - 共済事業（提携保険事業）
- }（教育振興事業）

＜教弘保険重要事項説明書兼加入資格確認書抜粋＞

私は、貴会の会員として、共済事業（提携保険事業）規程および同運営細則ならびに教弘保険に関する重要事項説明書に記載の内容を了承のうえ、教弘保険に加入いたします。なお、貴会事業の運営に必要な私の会員情報を共済事業（提携保険事業）の提携会社であるジブラルタ生命保険株式会社と共同利用することを了承します。

＜教弘保険に関する重要事項説明書＞

加入資格確認書には共済事業（提携保険事業）規程及び同運営細則を記載しております。この中には生命保険約款に付加している事項がございますのでお知らせいたします。

・共済事業（提携保険事業）規程第4条3号では会員として都道府県支部より別途定めた特典を受けることが出来ることを規定しています。

・共済事業（提携保険事業）規程第9条では契約者配当金の取扱について記載しています。保険会社の決算実績により配当金がある場合には、当会の事業資金として下記事業の財源に充当させていただきます。

1. 青少年の健全な育成に資するため、有為の学生・生徒に対する奨学事業
2. 教育一般の特に有益な研究に対する助成事業
3. 教育・文化の振興に対する事業
4. 教職員の皆様の潤いある生活を目指した各種福祉事業

※これらの事業を通じ、教育の振興・教職員及びご家族の福祉向上に寄与させていただきます。